

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

(閣法第一五号) (衆議院送付) 要旨

本法律案は、令和九年に開催される国際園芸博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国際園芸博覧会協会

1 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、博覧会業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）として指定することができることとする。

2 博覧会協会としての指定は、令和十二年三月三十一日までの間に限り、効力を有することとする。

3 主務大臣は、博覧会協会に対し、博覧会業務に関し監督上必要な命令をすることができることとする。

二 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置

1 国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができることとする。

2 国は、博覧会協会が博覧会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、博覧会協会に対し、無償で使用させることができることとする。

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができることとする。

4 博覧会協会は、国の職員を博覧会協会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請することができることとする。

三 主務大臣

この法律における主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとする。